

平成 14 年 11 月 12 日市長決定

神戸市外郭団体経営評価委員運営要綱

（趣旨）

第 1 条 神戸市の外郭団体（神戸市と人的・資金的及び業務内容において極めて強い関連性を有する法人）の経営改善を進めるため，神戸市外郭団体経営評価委員（以下「委員」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 委員は，外郭団体の経営改善に資する知識を有する民間の専門家のうちから，市長が委嘱する。

2 委員の任期は原則 1 年とし，再任は妨げないものとする。

（業務）

第 3 条 委員は，市長の要請に基づき，外郭団体の経営状況を把握するために個別調査を行う。

2 委員は，前項の規定による個別調査に基づき，当該外郭団体への経営評価・助言・提案を行う。

3 委員は，その他市長の要請に基づき，外郭団体の経営改善全般についての提言を行う。

4 第 2 項及び第 3 項の規定による経営評価・助言・提案及び提言の決定は委員の合議によるものとする。

（会議の公開）

第 4 条 会議は，これを公開とする。ただし，公開しない旨を委員の過半数で決したときは非公開とすることができる。

（秘密の保持）

第 5 条 委員は，業務遂行にあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事務局）

第 6 条 委員の事務局は，神戸市企画調整局企画調整部調整課に置く。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか，委員の運営に必要な事項は，企画調整局長が定める。

附 則

この要綱は，平成 14 年 11 月 15 日より施行する。

会議の公開について

1 会議は、原則として公開とする。

ただし、公にすることにより外郭団体の競争上の地位その他正当な利益を害する事案を調査・検討する場合には、委員の合議により非公開とする場合がある。

神戸市外郭団体経営評価委員運営要綱（抄）

（会議の公開）

第4条 会議は、これを公開とする。ただし、公開しない旨を委員の過半数で決したときは非公開とすることができる。

具体的には、

原価情報、取引先情報等

その他委員が必要と認める場合

2 評価・助言・提案等の活動結果については、積極的に公表していく。